○金融庁告示第百三十九号

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第百四十三条第六号ハの規定に基づき、所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を次のように定め、平成二十三年一月四日から適用する。

平成二十二年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は次の各号に定めるところによる。

一　所属信用金庫　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者

二　信用金庫代理業者　信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者

三　子会社　信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社

（所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者）

第二条　信用金庫法施行規則第百四十三条第六号ハに規定する所属信用金庫と信用金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、所属信用金庫の子会社（同規則第六十四条第五項第二号及び第二号の二に規定する業務を行う子会社を除く。）とする。

○金融庁告示第百四十号

協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第八十三条第六号ハの規定に基づき、所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を次のように定め、平成二十三年一月四日から適用する。

平成二十二年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は次の各号に定めるところによる。

一　所属信用協同組合　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合

二　信用協同組合代理業者　協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者

三　子会社　協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に規定する子会社

（所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者）

第二条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第八十三条第六号ハに規定する所属信用協同組合と信用協同組合代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、所属信用協同組合の子会社（同規則第四条第五項第二号及び第二号の二に規定する業務を行う子会社を除く。）とする。

○金融庁、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省告示第一号

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第百四十三条第三号の規定に基づき、中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫
環境大臣　松本　龍

中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する告示

金融庁、財務省、厚生労働省、中小企業等協同組合法施行規程（平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）を「信用格付業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。）に改める。

附則第二条第一項中「平成十九年四月一日」を「平成二十三年一月一日」に、「指定格付機関」を「信用格付業者」に改める。

附　則

（施行期日）

この告示は、平成二十三年一月一日から適用する。

○金融庁、厚生労働省告示第六号

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省、労働省令第一号）第百二十五条第六号ハの規定に基づき、所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を次のように定め、平成二十三年一月四日から適用する。

平成二十二年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範
厚生労働大臣　細川　律夫

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は次の各号に定めるところによる。

一　所属労働金庫　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫

二　労働金庫代理業者　労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者

三　子会社　労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社

（所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者）

第二条　労働金庫法施行規則第百二十五条第六号ハに規定する所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、所属労働金庫の子会社（同規則第四十五条第五項第二号及び第二号の二に規定する業務を行う子会社を除く。）とする。

○金融庁、農林水産省告示第十三号

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省、農林水産省令第一号）第五十七条の七第六号ハの規定に基づき、所属組合と特定信用事業代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を次のように定め、平成二十三年一月四日から施行する。

平成二十二年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範
農林水産大臣　鹿野　道彦

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の七第六号ハの所属組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）と特定信用事業代理業者（同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、所属組合の子会社（同法第十一条の二第二項に規定する子会社（同令第三十五条第二項第一号の六及び第一号の七並びに農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第六十一条第四項第六号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。）とする。